き・・ ダ

原判決を破棄する。

被告人を懲役一年八月に処する。

原審における未決勾留日数中五〇日を右刑に算入する。

押収にかかる回転式けん銃一丁(大阪高裁昭和五九年押第八一号の2)

を没収する。

被告人に対する昭和五八年六月一〇日付起訴状記載の第一の公訴事実 (Aらと共謀のうえ昭和五六年八月中ころBに対し逃走資金なととして現金五〇〇 万円を供与し、同人を隠避させたとの点)につき、被告人は無罪。

里 由

本件控訴の趣意は、弁護人遠藤政良、同吉田清悟連名作成の控訴趣意書記載のとおりであり、これに対する答弁は、検察官小A秀春作成の答弁書記載のとおりであるから、これらを引用する。

控訴趣意中、事実誤認の主張について

論旨は、原判決は判示第三の一において被告人がBに対し店舗購入資金として五〇〇万円を供与したことを同人の逃走に便宜を与えて隠避させたものと認定したが、右五〇〇万円は、Bの内妻Cが賃借して経営していたDの営業が不振となつたため、同女がBと相談のうえ右店舗の土地建物を買取つて他に転売しようと考え、その購入資金の一部として被告人から借り受けたものであり、これによつてBの逃走か容易になる筋合のものでもなく、また被告人にはBの発見を困難ならしめる認識は全くなかったから、原判決には事実の誤認がある、というのである。

〈要旨〉以上の事実にもとづき犯人隠避罪の成否について考えるのに、刑法一〇三条の「蔵匿」とは、自己の支配す〈/要旨〉る場所を提供してかくまうことをいうのに対し、「隠避セシメ」るとは、逃げかくれするのを容易にすることをいい、判例では「蔵匿以外の方法により官憲の発見逮捕を免れしむべき一切の行為を包含匿と、判例での発見・逮捕を妨げる行為であるから、右のように「一切の行為」とても自ら限界があるべきで、蔵匿との対比においてそれと同程度に「官憲の発見を見まするの対比においてそれと同程度に「官憲の発見を見まするの発見を見ます。 本学の場合によりにははいいきのははいいまいによりにあるによりにものまで含めるべきではない。本件の場合、さきに認定したものに、五〇〇万円は被告人がBの内妻Cの店舗購入資金として同女に供与したもので

被告人に対する昭和五八年六月一〇日付起訴状記載の第一の公訴事実は、前示の理由で罪とならないから、刑事訴訟法三三六条によつて無罪の言渡しをする。 よつて、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 兒島武雄 裁判官 荒石利雄 裁判官 中川隆司)